

令和7年度 三方原用水二期農業水利事業
技術情報図書編纂業務

特 別 仕 様 書

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和7年度 三方原用水二期農業水利事業 技術情報図書編纂業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営三方原用水二期土地改良事業の事業完了に向けて、事業の沿革、主要工事等の設計施工及び記録等を整理した技術誌（技術情報図書）を編纂（原稿作成）するものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする業務対象範囲は、静岡県浜松市地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学

博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(事業概要)

第2－1条 本業務で対象とする地区の事業概要は以下のとおりである。

- (1) 事業名 : 国営三方原用水二期土地改良事業
- (2) 事業工期 : 平成27年度～令和8年度 (予定)
- (3) 関係市 : 静岡県浜松市
- (4) 受益面積 : 3,310ha
- (5) 共同事業 : 静岡県西遠工業用水道事業、浜松市上水道事業
- (6) 施設諸元

① 取水口

秋葉取水口 取水門 B6.0m×H8.4m 1門
制水門 B4.7m×B4.4m 1門

② 用水路

導水幹線水路 L=22.0km Q=4.37m³/s トンネル、開渠、暗渠、水路橋、管水路、調整池2か所
南部幹線水路 L=13.5km Q=1.86m³/s 開渠、暗渠、管水路、調整池2か所
北部幹線水路 L= 3.7km Q=1.42m³/s 開渠、暗渠、調整池2か所

③ 水管理施設

水管理施設 親局 (中央管理所) 1局、子局 25局

(貸与資料等)

第2－2条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
事業関係	国営三方原用水二期土地改良事業計画書 (農業用排水)	1式
	事業概要パンフレット (三方原用水 さらなる豊穡の未来へ)	1式
業務関係	令和6年度 技術情報構想検討業務報告書	1式
工事関係	設計業務報告書 (81件)	1式
	工事関係書類 (82件)	1式

分 類	貸 与 資 料	数 量
	記録映像（5か年分）	1式
事業誌関係	三方原農業水利事業竣工記念写真集（前歴事業）	1式
	いのちの水 大井川用水 事業誌	1式

（貸与資料の取扱い）

第2－3条 第2－2条に示す貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1の「作業項目内訳表」（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
2. 資料収集	1式	
3. 技術誌の企画構想	1式	
4. 技術誌原稿（案）の作成	1式	
5. 事業広報PR原稿（案）の作成	1式	
6. 点検とりまとめ	1式	

（作業の留意点）

第3－2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の内容を十分把握し、本業務の作業を行うものとする。
- (2) 参考資料を引用する場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 引用する文献や写真等で著作権があるものについては権利者と十分調整を行うものとする。
- (4) 使用フォント、ページレイアウト、本文の章、節、項のタイトル、引用箇所及び文献の引用頁数、図表、写真、単位の表記等に係る編纂に係る文書作成ルールは貸与する管内他地区の事業誌を参考にするものとする。これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- (5) 原稿（案）の作成が出来た段階で、査読を行うこととする。なお、査読の方法については、別途監督職員の指示に基づき行うこととする。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策（農水省 WEB サイト）」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

① 設計条件・前提条件

- ② 業務計画の妥当性
- ③ スケジュール
- 2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- (2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1)使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTIREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3)黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4)写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に（URL「https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/par_auth.php」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（企画構想段階）

第3回 中間打合せ（技術誌原稿（案）作成段階）

第4回 中間打合せ（事業広報PR版（案）作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、

上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地 5 浜松駅南ビルディング11F
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 不足資料の再収集や追加の写真撮影が必要になった場合。
- (6) 文書作成ルールの検討作業が必要になった場合。
- (7) 原稿（案）の査読の結果、修正作業が必要になった場合。
- (8) 製本仕様の検討が必要になった場合。
- (9) 原稿案の頁数が想定頁数から増減した場合。
- (10) 歩掛検証の結果、別に示す設計歩掛と著しく乖離していると判断される場合。
- (11) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業項目	備考
		当初	
1. 準備作業			
(1) 現地調査	本業務の実施にあたり、地区内農業や農地・農業水利施設等について現地調査を行い、営農状況、施設の位置や整備状況等について把握する。	○	
2. 資料収集			
(1) 資料収集・内容確認	貸与資料のほか、技術誌編纂等に必要な資料の収集を行い、必要な情報を整理しつつ内容の確認を行う。	○	
3. 技術誌の企画構想			
(1) 内容の詳細構成の検討	過年度業務で検討した構想案の目次（案）及び章別（案）（別紙２）を参考とし、内容の詳細構成を検討する。検討にあたっては、図書の閲覧対象者、使用目的、掲載量を整理すること。	○	
4. 技術誌原稿（案）の作成			
(1) 原稿（案）の作成	３の内容を基に、技術誌原稿（案）を作成する。	○	
5. 事業広報PR原稿（案）の作成			
(1) 原稿（案）の作成	４の内容を基に、ダイジェスト版として本事業の広報PR版原稿（案）を作成する。 （ボリュームとしてはA３版二つ折り 12～16 ページ程度を想定）	○	
6. 点検とりまとめ	上記の各作業項目について点検し、次年度以降の作業を行う上での課題整理を行い、報告書とりまとめを行う。	○	

別紙2 技術誌の目次（案）及び章別（案）

国営三方原用水二期農業水利事業 技術誌	
序文	関東農政局長
発刊のことば	関東農政局農村振興部長
発刊によせて	静岡県知事 静岡県経済産業部農林水産担当部長（又は農地局長） 浜松市長 浜松土地改良区理事長 静岡県企業局公営企業管理者
グラビア	受益地の眺望写真 主要施設の概要及び写真（秋葉取水口、導水幹線、南部及び北部幹線、調整池、水管理施設） 営農状況（作業状況及び主要作物の写真）
第1遍 事業編	
第1章 地域の概要 （想定頁数：10）	
1. 地域の自然条件	
1-1 位置	
1-2 交通	
1-3 気象	
1-4 地形・地質	
1-5 天竜川水系の概要	
1.6 天竜川の水利用の変遷	
2. 地域の社会経済	
2-1 総人口の推移	
2-2 産業別就業人口の推移	
3. 地域農業の概要	
3-1 農業経営体数の推移	
3-2 経営耕地面積の推移	
3-3 主要作物の状況	
3-4 農業算出額の状況	
3-5 農産物直売所	
4. 関係市の概要	
第2章 地域の農業開発史 （想定頁数：10）	
1. 明治時代の開発	
1-1 明治2年気賀林による開拓	
1-2 金原明善翁による三方原台地へのかんがい計画	
1-3 農商務省による三方原用水事業計画	

2. 昭和時代の開発

2-1 国営三方原開拓建設事業（昭和 23～35 年度）

2.2 天竜奥三河特定地域総合開発計画

第3章 大規模水利事業の概要（想定頁数：20）

1. 国営三方原土地改良事業（昭和 35～45 年度）

1-1 経緯

1-2 概要

1-3 主要施設の概要

1-4 主要工事の施工状況

1-5 通水式

2. 国営造成土地改良施設整備事業（昭和 51～54 年度）

2-1 概要

2-2 主要工事の施工状況

3. 国営三方原用水二期土地改良事業の着手に向けて

4. 関連事業の概要

4-1 県営かんがい排水事業（昭和 40～平成元年度）

4-2 県営ほ場整備事業（昭和 44～昭和 62 年度）

5. 関連事業（異種）の概要

5-1 西遠工業用水道事業

5-2 浜松地方上水道事業

6. その他

6-1 三方原用水共有施設 蓋架設工事（昭和 59～平成 9 年度）

第4章 浜松市の歴史的文化（想定頁数：10）

1. 日本列島を二分する地質

2. 浜名湖と天竜川が織りなすサト・ヤマ・マチ

3. 徳川家康と武田信玄が対峙した攻防の舞台

4. 開拓の歴史をたどる、三方原台地の三神社

4-1 三方原神社

4-2 稻荷神社（跡地）

4-3 東三方神社

第5章 営農推進の取組（想定頁数：10）

1. 静岡県の営農指導

1-1 静岡県食と農の基本計画 2022～2025

1-2 静岡県経済産業ビジョン 2022～2025

1-3 普及指導活動

1-4 前歴事業による地域農業の変化

2. 先進的な営農取組事例

2-1 【事例1】三方原用水 篠原地区

2-2 【事例2】花き栽培の経営体

2-3 【事例3】三方原ばれいしょ栽培の経営体

第6章 地域とのふれあい (想定頁数：5)

1. 施設見学会
 - 1-1 都田小学校 (※仮設定)
 - 2-2 葵西小学校 (※仮設定)
2. 出前講座
3. 地域イベントへの参加
 - 3-1 浜北地区農協祭 (JA とびあ浜松) (※仮設定)
 - 3-2 JA みっかび農協祭 (JA みっかび) (※仮設定)
 - 3-3 天竜地区農協祭 (JA 遠州中央) (※仮設定)

第2編 技術編

第1章 事業計画 (想定頁数：20)

1. 目的
2. 地域及び地積
 - 2-1 地域
 - 2-2 地積
3. 現況
 - 3-1 気象
 - 3-2 土地状況
 - 3-3 水利状況
 - 3-4 道路状況
 - 3-5 地域農業の概況
 - 3-6 地域環境の概況
4. 一般計画
 - 4-1 事業計画の要旨
 - 4-2 営農計画と土地利用計画
 - 4-3 用水計画
5. 主要工事計画
 - 5-1 用水施設
6. 附帯工事計画 ※事業計画書では「該当なし」と記載。
7. 工事の着手及び完了の予定時期
8. 環境との調和への配慮
9. 事業費の総額及び内訳
10. 効用
11. 関連する事業

第2章 主要施設の設計 (想定頁数：160)

1. 導水幹線
 - 1-1 老朽化対策 (機能保全対策)
 - 1-1-1 対象施設
 - 1-1-2 機能低下の状況
 - 1-1-3 健全度評価

- 1-1-4 対策工の考え方
- 1-1-5 対策工法の検討
- 1-2 耐震対策
 - 1-2-1 耐震照査の必要性
 - 1-2-2 耐震照査の検討対象施設
 - 1-2-3 重要度区分の設定
 - 1-2-4 耐震性能の設定
 - 1-2-5 設計地震動の設定
 - 1-2-6 耐震性能照査の方法
- 1-3 各施設の耐震性能照査
 - 1-3-1 秋葉取水口
 - 1-3-2 トンネル（1～6号）
（5号・6号バイパストンネルの計画・設計を含む。）
 - 1-3-3 開渠
 - 1-3-4 暗渠
 - 1-3-5 サイホン
 - 1-3-6 水路橋
 - 1-3-7 都田調整池（既設）
 - 1-3-8 長石放水路（水門、連絡暗渠、トンネル、急流工）
- 2. 南部幹線
 - 2-1 老朽化対策（機能保全対策）
 - 2-1-1 対象施設
 - 2-1-2 機能低下の状況
 - 2-1-3 健全度評価
 - 2-1-4 対策工の考え方
 - 2-1-5 対策工法の検討
- 3. 北部幹線
 - 3-1 老朽化対策（機能保全対策）
 - 3-1-1 対象施設
 - 3-1-2 機能低下の状況
 - 3-1-3 健全度評価
 - 3-1-4 対策工の考え方
 - 3-1-5 対策工法の検討
- 4. 調整池（新設）
 - 4-1 設計計画の検討
 - 4-1-1 設計基本諸元
 - 4-1-2 設計方針
 - 4-1-3 調整池型式の検討
 - 4-1-4 都田第2調整池
 - 4-1-5 三幸調整池
 - 4-1-6 西山調整池
 - 4-1-7 不動平調整池
 - 4-1-8 中川調整池

- 4-2 構造計算（耐震性能照査）
 - 4-2-1 基本方針
 - 4-2-2 各調整池の耐震性能照査
- 5. 水管理施設
 - 5-1 水管理制御方式
 - 5-2 データ転送方式
 - 5-3 計測制御方式
 - 5-4 中央管理制御システム
 - 5-5 中央管理所

第3章 主要施設の施工（想定頁数：160）

- 1. 改修施設の概要
 - 1-1 水路路線図（仮称）
 - 1-2 対策施設調書（仮称）
- 2. 工事施工上の制約条件
 - 2-1 関係機関による断水調整
 - 2-2 断水に伴う通水量
 - 2-3 断水可能時間
- 3. 各対策工の施工手順
 - 3-1 老朽化対策工（機能保全対策工）
 - 3-1-1 対策工一覧
 - 3-1-2 表面被覆工
 - 3-1-3 ひび割れ補修工
 - 3-1-4 断面修復工
 - 3-1-5 目地補修工
 - 3-1-6 裏込め注入工
 - 3-2 耐震対策工
 - 3-2-1 対策工一覧
 - 3-2-2 鞘管工
 - 3-2-3 鉄筋コンクリート内巻工
 - 3-2-4 FRPパネル工
 - 3-2-5 地盤改良工
 - 3-2-6 コンクリート蓋設置工
 - 3-2-7 管敷設替工
- 4. 施工
 - 4-1 秋葉取水口
 - 4-2 導水幹線
 - 4-2-1 トンネル
 - 4-2-2 開渠
 - 4-2-3 暗渠
 - 4-2-4 サイホン
 - 4-2-5 水路橋
 - 4-2-6 都田調整池（既設）

- 4-2-7 長石放水路
- 4-3 南部幹線
 - 4-3-1 開渠
 - 4-3-2 暗渠
 - 4-3-3 サイホン
- 4-4 北部幹線
 - 4-4-1 開渠
 - 4-4-2 暗渠
- 4-5 調整池（新設）
 - 4-5-1 都田第2調整池
 - 4-5-2 三幸調整池
 - 4-5-3 西山調整池
 - 4-5-4 不動平調整池
 - 4-5-5 中川調整池
- 4-6 水管理施設
 - 4-6-1 監視・制御設備
 - 4-6-2 中央管理所
- 5. コスト縮減の取組
 - 5-1 開水路耐震対策工法におけるコスト縮減対策
 - 5-2 水路の老朽化対策工法（表面被覆工）におけるコスト縮減対策
 - 5-3 水路の老朽化対策工（管挿入工）におけるコスト縮減対策
 - 5-4 水管理施設のクラウド化におけるコスト縮減対策
 - 5-5 南部幹線水路における仮設管を本設兼用にすることによるコスト縮減対策

第4章 協議等（想定頁数：40）

- 1. 共同事業
 - 1-1 共同事業に係る協定書
 - 1-2 共同工事に係る協定書
- 2. 河川協議
 - 2-1 水利使用更新に係る協議
 - 2-2 渇水期における水利用
- 3. 森林法及び自然公園法に係る協議
 - 3-1 静岡県立森林公園との協議
 - 3-2 民間施設運営者との協議（※仮設定）

第5章 環境との調和への配慮（想定頁数：10）

- 1. 静岡県及び浜松市の環境計画
 - 1-1 第3次静岡県環境基本計画
 - 1-2 浜松市環境基本計画等
 - 1-3 浜松市田園環境整備マスタープラン
- 2. 環境との調和への配慮の理念
 - 2-1 環境に配慮した工事の実施
 - 2-2 「生きものと子どもの快適環境づくり、その推進のための再生可能エネルギー」

ギー活用構想」の推進

3. 環境配慮対策

3-1 環境配慮の取組内容（総括表）

3-2 具体的な取組内容

3-2-1 環境に配慮した施設整備

3-2-2 生きものの快適環境づくり

3-2-3 子どもの快適環境づくり

第3編 管理・効用編

第1章 管理（想定頁数：20）

1. 施設の管理

2. 共同施設の管理

第2章 事業効果（想定頁数：5）

1. 食料の安定供給の確保に関する効果

2. 農村の振興に関する効果

3. その他の効果

4. 効果額の総括

5. 総費用総便益費

第4編 資料編

第1章 資料（想定頁数：20）

1. 開所式、完工式

2. 事業所組織の変遷

3. 在籍者名簿

職員の写真

あとがき

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長

〇〇 〇〇